

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年5月19日(2005.5.19)

【公開番号】特開2002-23256(P2002-23256A)

【公開日】平成14年1月23日(2002.1.23)

【出願番号】特願2000-207512(P2000-207512)

【国際特許分類第7版】

G 0 3 B 17/53

B 4 2 D 15/10

G 0 3 B 17/48

【F I】

G 0 3 B 17/53

B 4 2 D 15/10 5 0 1 J

G 0 3 B 17/48

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月8日(2004.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

【従来の技術】

近年、キャッシュカード、顔写真の入った従業者証、社員証、会員証、学生証、身分証明書、パスポート、外国人登録証及び各種運転免許証などのIDカード発行システムが使用される場合が多くなってきた。例えば、従業者数の多い企業では従業者証発行システムが採用される場合が多い。このシステムでは、本社にコンピュータが設けられ、そのコンピュータには支社に配属された従業者の個人情報が登録されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

ここで、個人情報とは氏名、住所、生年月日、従業者証の交付年月日及びその有効期限等をいう。そして、支社で例えば従業者証を紛失した者が、その再交付を申請する場合には、その者が本社に出向し、本社のコンピュータにその従業者の個人情報が照会され、本社で照会の結果、その従業者が本社に登録された者であることが確認されると、本社で従業者証を発行するようになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

図11はこの種の従業者証発行システム10の構成例を示す概念図である。図11に示す従業者証発行システム10は本社にコンピュータ1を有している。このデータバス8には例えばコンピュータ1、従業者証登録用の端末装置2、撮影装置4、ファイリング装置

5 及び従業者証プリンタ 6 が接続されている。このシステム 10 では、まず、従業者証を紛失した者（以下再発行要求者という）20 は従業者証再発行申請書に氏名、住所などの必要事項を記載し、その申請書に自分自身の顔写真、必要に応じて手数料としての証紙等を貼付した後に、その申請書を本社の総務部などの受付窓口に提出する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ここで、再発行要求者 20 は視力・聴力などの適正検査を受けるようになされる場合がある。その検査結果は申請書に記載される場合が多い。この申請書の記載内容が適切であれば、その申請書が受理される。その後、本社の窓口では本社のコンピュータ1 に接続された従業者証登録用の端末装置 2 などにその再発行要求者 20 の個人認識番号 ID が入力され、本社のコンピュータ1 に対して、その再発行要求者 20 の個人認識番号 ID に係る個人情報 D2 が登録されているか、また、その従業者証の有効期限や、更新時期等が照会される。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そして、本社のコンピュータ1 から照会結果が得られ、その照会結果によってその者の個人情報 D2 が正しく登録されていることが確認されると、再発行要求者 20 は、その再発行申請書を持って例えば撮影室に行く。その撮影室には専属の撮影者が配置されている場合が多く、その撮影者は再発行要求者 20 から再発行申請書を受取り、撮影装置 4 に再発行要求者 20 の個人認識番号 ID を入力する。その後、撮影装置 4 によって再発行要求者 20 の顔画像が撮影され、再発行申請書の記録内容が図示しないイメージスキャナなどによって読み取られる。この再発行要求者 20 の顔画像データ D1 と再発行申請書のイメージデータ D30 はファイリング装置 5 に転送されて保管される。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

（1）紛失、破損等により ID カード 30 の再発行が必要になった場合や、ID カード 30 を更新する場合に、その者が本社に出向いて、ID カード 30 の更新手続きや再発行手続きをしなければならない。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

（2）また、本社では顔画像撮影のために再発行要求者 20 が撮影室に行ったり、視力検査や聴力検査のために撮影室から適正検査室へ移動しなければならない。しかも、撮影室や適正検査室に専属の担当者を配置しなければならず、本社でのコスト的な負担が大きくなる。

**【手続補正8】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

(3) 因みに支社などに無人のIDカード自動発行機などを設置しようとした場合に、IDカード30の更新手続きや再発行手続きに来た者が本人であるかの確認や、IDカードの発行を要求する者（以下で単に発行要求者という）の適正の確認、IDカード30に画像形成される顔画像の「決定」操作入力の簡素化を解決しなくてはならない。

**【手続補正9】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0042**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0042】**

この実施形態では上述の証明写真用の撮影装置100とIDカード作成装置19とを組み合わせてIDカード発行システム200を構成したものであり、無人IDカード発行システムなどに適している。このシステム200では被撮影者20による操作手間を極力削減できるようにしたものである。

**【手続補正10】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0056**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0056】**

図5は無人従業者証発行システム201の構成例を示すブロック図である。図5に示す撮影ボックス70内には制御装置として制御ユニット21及び通信モデム22が設けられ、発行要求者20の個人情報D2に基づいて本人確認がなされる。本人確認は発行要求者20の個人識別番号IDが図示しない本社のコンピュータなどに通信モデム22を介して照会することにより行われる。

**【手続補正11】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0057**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0057】**

この個人識別番号IDの照会結果によって、例えば、本社のコンピュータから従業者証30の発行許可が得られると、その後の従業者証30の発行手続きが継続して行われる。この従業者証30の発行許可が得られない場合には、それ以降の発行手続きが拒否される。